

宮城県議会議員一般選挙臨時啓発業務に係る質問回答

令和5年7月20日

No.	質問内容	回 答
1	要綱の第4の3企画提案書(2)企画提案事項に、別紙「企画提案書の構成」のとおりとの記載があるが、別紙「企画提案書の構成はどこに記載されているのでしょうか？	ご指摘ありがとうございます。 ホームページ上に掲載しましたので、ご確認ください。
2	『巡回広報用CD・カセットテープ』について、1個あたりの録音時間は、「前BGM約5秒+内容約30秒+後BGM約5秒=約40秒」を繰り返してCDもカセットテープも15分以内に収めて録音する認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	『巡回広報用CD・カセットテープ』について、「CDからカセットテープ(30分)にダビングする可能性があるので～」とございますが、こちらで録音をするカセットテープは、片面30分以上のものを使用するということでしょうか。	お見込みのとおり、両面で60分のカセットテープ使用を想定しています。質問2の内容を片面に2回録音を両面に行い、放送時は両面を活用する利用を想定しています。
4	『啓発物資作成』について、「～物資(チラシ入り又はケースにデザイン印刷)～」とございますが、この( )内の文章はどのような意味でしょうか。 例えば、ポケットティッシュやウェットティッシュを啓発物資とした場合、ケースや物資内に本選挙の内容を入れるということでしょうか。	お見込みのとおり、物資内に本選挙を啓発する内容のチラシを入れる、またはケース自体にデザイン印刷する想定です。
5	『別紙3 啓発資材配布計画』について、「県選管」内の、「(予備分)と(サポーター)」について、この「サポーター」とは、発送先一覧記載以外の送り先で、「～希望する民間企業及び教育機関に対して～」とございますので、現時点で数も送り先も未定ということでしょうか。可能であれば、過去のサポーター数を教えて頂きたいです。	お見込みのとおり現時点では未定であり、別紙3には最大数を記載しています。 なお、サポーターについては、県選挙管理委員会事務局のホームページに掲載しております。※URLは枠外下段 数は現時点のものであり、契約時点では変動する可能性があります。
6	『企画提案書・御見積書の提出』に関して、上記書面には、提出企業名(弊社名)を記載しても宜しいでしょうか。それとも書面上、またプレゼンテーション当日も会社名は伏せたほうが宜しいでしょうか。	特に指定はございません。 県選挙管理委員会HPに掲載している「企画提案書の構成」に沿って作成をお願いいたします。

7	<p>『仕様書(4)ホ 発送業務』について、①ポスターB2×2枚、卓上POP×2個、啓発物資×100個、DVD×1枚、啓発用チラシ×100枚と指定されており、このセットを115箇所150セットの送付と指定されていますが</p> <p>5(4)イ～ニにて制作する個数内でセットの作成を行うか別途必要個数を制作するのでしょうか？</p> <p>②また送付先は別紙3に記載されている県分9箇所、市区町村40箇所を除く115箇所150セットか含む115箇所150セットかご教示ください。</p> <p>③また、上記含む配送が必要な物資については納品形態に指定があるか</p>	<p>①5(4)イ～ニにて制作する個数内でセットの作成を行うものとなります。</p> <p>②別紙3に記載されている県分9箇所、市区町村40箇所を含む115箇所150セットになります。</p> <p>③基本的に納品形態の指定はありませんが、受取先から指定がある場合があります。詳細は協議の上、対応いただくこととなります。</p>
8	<p>メインビジュアルにタレント等の著名人を起用しても良いか？</p>	<p>仕様書上の要素が守られていれば、タレント等の起用は問題ありません。</p> <p>ただし、あくまで選挙の啓発が目的であり、当該著名人の積極的な宣伝になるような形での表示・表現はお控えください。</p>
9	<p>①「啓発ポスター」「卓上ポップ」「啓発物資」「啓発チラシ」は、指定の要素が盛り込まれていれば、自由にデザインしてよいか？</p> <p>②また、そのデザイン提案は必要か？</p>	<p>①お見込みのとおりです。仕様書上の規格を遵守願います。</p> <p>②「企画提案書の構成」とおり「概要」や「コンセプト」の提案となります。「本業務における提案者の強み」「独自提案」等に必要である場合などデザインの提案を妨げるものではありません。</p>
10	<p>投票したことを証明することができるものはあるか？</p> <p>あるとすればそれは何か？</p>	<p>公職選挙法上の規定はありませんが、市町村選挙管理委員会において、地域の実情に応じ「投票済み証明書」を発行している自治体もあります。</p>
11	<p>投票の対価となるインセンティブを設けることで投票を促す企画を組んでもよいか？</p>	<p>本来、選挙権は本人の自発的意思によって行使すべきものであり、選挙の管理執行に責任をもってあたるべき立場の選挙管理委員会が投票にインセンティブを設けることを主導的に行うことは適切ではないと考えます。</p>

12	<p>本業務予算において、民間企業と『宮城県選挙管理委員会 × ○○○○（民間企業名）』のようにタイアップし、キャンペーンを展開することは可能か？</p>	<p>キャンペーンの具体的な内容が不明な為、現段階での可否は判断しかねますが、特定企業の積極的な宣伝や上記質問で回答のとおり、特定の企業の宣伝を行うことにより選挙人の意思の誘導になる行為を選挙管理委員会が主導的に行うことは適切ではないと考えます。</p>
13	<p>①SNS のアカウントはお持ちでしょうか？</p> <p>②提案した SNS 媒体が不測の事態で広告配信が不可となった場合、他の媒体に変更しての配信は問題ないでしょうか？</p>	<p>①宮城県選挙管理委員会のアカウントはありません。</p> <p>②不測事態発生時は、対応を協議することになります。</p>

※ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/senkyo/senkyokeihatu-supporter.html>